慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日本における社会保険論の導入・展開過程
Sub Title	The introduction and development of social insurance theory in Japan
Author	西村, 万里子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.3 (1991. 10) ,p.639(107)- 653(121)
JaLC DOI	10.14991/001.19911001-0107
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19911001-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」84巻3号（1991年10月）

研究ノート

日本における社会保険論の導入・展開過程

西　村　万里子

1. はじめに

「社会保険」という用語あるいは理念はいつ頃，またどのように日本に紹介され，受容されたのであろうか。日本において最初の社会保険である健康保険法が成立したのは，大正期に入ってからである。その健康保険法をはじめとする社会保険の歴史に関する従来の研究においては，その成立前後の動向を対象とするものは多数見られるものの，その研究の基礎になる社会保険の用語や理念の外国からの移入については，十分に究明されずにきた。またその一方で，社会保険に関連する各種保険，労働・共済組合，労働衛生等の分野においては，各々の用語や理念の移入・受容過程の研究が個々にはなされてはいるが，社会保険を主軸に据える総合的な形での検討はなされなかった。(1) それ故に，本稿で明らかにされるように，早くも明治初年から社会保険に関する知識・理論が広範に紹介されていた事実は，これまで確認されることがなかったのである。

そこで，本稿では，社会保険に関する用語や理念が日本にいつ，どのように移入されたのかを解明することを目的に，日本における社会保険認識の本格的始動の出発点となる時期，つまり明治初期から明治30年代に至る時期に焦点を当てて，文献調査の方法で社会保険論の導入過程を検討してみたい。

まず，文献及び資料を分析するにあたって，社会保険に関連する用語や理念として，本稿では，以下に掲げる4つの側面に注目することとする。ただし，叙述に際しては，①から④についてことさら区別して個々の項目を独立的に設けるようなことはしない。

① 社会保険，一般保険（特に生命保険），年金制度に関する資料

② 救貧思想の変遷とその制度（救貧法など）：貧困を個人責任として自助を奨励する視点から，貧困を社会的要因に求めてその国家責任の視点が登場する推移とその資料

③ 相互扶助思想とその制度：共済組合，友愛組合，労働組合さらに協同組合における共済機能，特に疾病，災害，死亡等に対する相互扶助に関する資料

④ 労働衛生思想とその制度（工場法など）：職場環境，労働者の健康保全に対する国家責任の萌芽とそれに関わる資料

なお，本稿の対象とする文献は，上記4つの側面を含む意味から，経済学，政治学，社会学，

注（1） 従来の主な研究として，社会保険については，佐口卓『日本社会保険制度史』（勁草書房，1977年），菅谷章『日本医療政策史』（日本評論社，1977年），一般保険関係では，小林惟司『日本保険思想の生成と展開』（東洋経済，1989年），竹森一則，伊藤喬『日本保険史』（同朋舎，1978年），労働衛生では，南俊治『明治以降日本労働衛生史』（日本産業衛生協会，1960年），三浦豊彦『労働と健康の歴史』（第一，二巻，労働科学研究所，1980年）等が挙げられる。

衛生学，保険学の諸分野にわたることになるであろう。また分野に関係なく政府刊行物，講義録は著作の成り立ちの違いから一応上記分野とは別個に説明することとする。

2. 社会保険知識の導入過程

(1) 社会保険紹介への前史
——明治13年まで——

明治10年以前の明治初期においては，社会保険に関連する知識は専門的には主に経済学，その他一般情報としては広範にわたる著作を通して紹介された。

まず，1867（慶応3）年刊行の福沢諭吉訳述『西洋事情・外編』（尚古堂）において，初めて生命保険の紹介がなされた。周知のように，保険なる用語が日本において初めて使用されたのは，この時である。それは，「政府ノ職分　相対扶助ノ法　フレンドリー・ソサイチ」として，友愛組合の保険による疾病，災難，死亡に対する給付の仕組みを伝えたうえで，日本における「相対扶助ノ法」の必要を説いたものであった。さらに，同じ章で救貧を論じる中で，貧困を個人責任に帰す立場に立ちつつも，慈善による救済が怠惰を増長する弊害を指摘し，政府による「救窮ノ法」の必要にまで言及している。この事例としてイギリス救貧法を取り上げているが，同書はその紹介に関しても最も初期のものであろう。

同年冬，福沢は続いて『西洋旅案内』（慶應義塾出版社）を著す中で，「災難請合ノ事」の章を立てて，「海上，火災，生涯ノ請合」について保険を体系的に紹介した。「生涯請合」の項では「素人同士組合」として，共済組合における科学的な共済保険に基づく疾病，養老保険について，早くも簡単な説明をしている。この点で，福沢は<保険>の日本への最初の紹介者であっただけでなく，救貧法など社会保険の基礎や周辺的な制度の紹介者でもあったのである。

福沢につづいて1870年代に救貧に対する政府施策の必要性を主張した文献として，林正明訳によるフォーセット夫人（Millecent Garret Fawcett）『経済入門』（求知堂蔵版，1873年）がある。この原著は日本における経済学の成立に大きな貢献をなしたもので，1877年以降になって広く普及した。同書は「租税」の章で救貧を扱い，「貧民救恤税」増加の弊害から，貧困原因を表面的ではなく抜本的に解決する施策の必要性を指摘した。

これらの紹介は極めて先駆的な理解にたつものであったが，明治初期の社会認識は，一般的には貧困を個人責任としたうえで自助を奨励するものであった。1867年のW．エリス（William Ellis）『経済小学』（神田孝平訳，神田氏蔵版），1871～77年のF．ウエーランド（Francis. Wayland）『英氏経済論』（小幡篤次郎訳，尚古堂）等もそのような認識に基づいた訳書であった。前者は「貧窮」の章を立てて，貧困解決には第一に勤勉節約，第二に相互扶助の「仁恵」であると論じた。後者は「貧民扶助」の章として，自助を原則とした「恩恵」による限定的扶助に立脚する「貧民救育ノ法」について訳述した。

福沢による友愛組合の紹介の後，相互扶助制度についての紹介が続いた。小幡訳の『英氏経済論』では，貧民救助策の一つとして，共済組合が僅かの行数ではあるがやや否定的評価を与えられ言及されている。つづく，林訳の『経済入門』では，労働組合についても多く触れられ，労働組合（「協同工社」）の共済機能—疾病扶助や死亡弔慰金の給付のことが叙述されている。同書はさらに協同組合にも相当の比重を置いて言及している。

救貧から相互共済，労働衛生に至るまで全般的に詳述したことで，明治初期において先駆的文献として忘れることができないのが，ジェームス・ロジャース（James E.T. Rogers）『泰西経済新論』（高橋達郎訳，文部省，1874～78年）であった。同書は，歴史的研究を重視し，救貧法の歴史に詳しく触れると同時に，友愛組合や共済組合における共済保険あるいは労働組合の共済

機能，さらに協同組合（ロッチデール）まで詳細にその例を紹介した。また同書は自由主義の立場に立ちながらも自由放任政策の弊害にも注意を払い，相互扶助の重要な役割を指摘した。さらに，工場法にも簡単に記述を加えたほか，経済学における衛生学の必要を説くなど，健康の保全を経済的側面から把握する視点もみせていたのである。なお同書では，救貧法には「救貧律（プールロウ）」，工場法には「工場令（ファクトレーアクト）」，労働組合には「工人党」，友愛組合には「結友会社（フレンドレーソサイテー）」，共済組合には「慈仁会社（ベネフィクトソサイテー）」の用語があてられている。

それに続いて，高橋は『百科全書・百工倹約訓』（文部省刊，1876年）の訳述においても，科学的根拠に基づく友愛組合について体系的にかつ実践との関わりでその実情を，また「年給金」の項で「貯蓄銀行」としてイギリスの中産階級の老後に対する集金組合の実情を各々紹介しており，この領域での高橋の果した役割の大きさをうかがわせる。

労働衛生に触れた文献では，高橋の訳書の他に堀国愛国訳の『百科全書・国民統計学』（文部省刊，1875年）が挙げられる。同書はイギリスの年齢別・疾病別の死亡表を解説したものであるが，労働衛生に関しては「開花ノ健全病死ニ関渉有ルコト」の項を設けている。その中で，産業の進歩と疾病，死亡との関連に触れて，その進歩が生活水準や衛生思想の向上を実現するプラス面と貧困の増加を招くマイナス面とを検討している。

1877（明治10）年に入ると，永田健助訳『百科全書・人口救窮及保険』（文部省刊）が，保険事業経営のことを初めて詳細に説明すると同時に，イギリス救貧法を「救窮法」として体系的に詳述した。さらに永田は，同年に刊行されたフォーセット『宝氏経済学』（永田氏蔵版）において救貧法，労働組合の共済活動，協同組合にも詳しく触れて訳述している。労働組合については権利の視点が芽生えて公認する立場で紹介しているが，救貧に関しては未だ自助を奨励する立場であった。明治前半期は貧困を個人責任に帰す認識が大勢を占めており，1877年に出版された小幡篤次郎抄訳『経済入門』（丸屋善七），福沢諭吉『民間経済録』（福沢氏版），マルサス（Thomas R. Malthus）『馬爾丟斯人口論要畧』（大島貞益訳，有吉三七版）も同様の認識であった。それにしても，労働組合の紹介に対してと同様に，保険事業や協同組合の紹介に果たした永田の役割は極めて大きいといわねばならない。(2)

相互共済については，初期労働研究に貢献した牧山耕平訳のアルフレッド・メスン（Alfred B. Mason）とジョン・レイラー（John J. Lalor）の『初学経済論』（1877年）や『仏国商工法鑑』（大井憲太郎訳，司法省蔵版，1877年）も触れている。前者は労働組合に消極的評価を加えつつ，労働・協同・共済組合に関して広く叙述，後者も「職工共救会社」として共済制度に，「トンチーヌ」として年金の先駆形態を紹介した。協同組合は1879年の永田『経済説略』（永田氏蔵版）において，独立した章を立てて詳しく検討されているほか，実際に日本でも最初の消費組合が設立されて（1879年），その数年間に及ぶ活動によって相互扶助思想が少しずつ普及した。

労働衛生に関しては，明治10年以前と比較すると，10年前後には衛生関係領域からの著作が増加した。1877年には錦織精之助訳による『百科全書・養生篇』（文部省刊）が出版され，上巻「精力ノ使用」「筋力ノ使用」の項の中で，近代化に伴う過労が疾病原因となる事が述べられて

注（2） 労働組合の導入過程については，小松隆二「日本における労働組合思想の導入過程」（『日本労働研究雑誌』366号，1990年4月），永田等の役割については同著「日本労働組合事始」（『三田学会雑誌』83巻3号，1990年10月）で詳察されている。

（3） 後藤は1878年11月には「健康警察医官ヲ設ク可キノ提言」を愛知県令に，翌年12月には「愛知県ニ於テ衛生検察ヲ設ケントスル概略」を内務省衛生局長に提出した。後者では「未来ノ考定」として衛生警察的行政項目に「幼年児ノ使役法」及び「製造場ノ建築ヲ検スル法ヲ設クル事」が挙げられていることは，注目に価する。

いる。翌年には後藤新平が早くも建白書で職場保護の主張を見せている。[3] その後続いて，1879年チーゲル『国政医論』(谷口謙訳，三潴謙三蔵版)，柴田承桂『衛生概論下』(丸屋善七版)，1880年高根達抄『衛生叢談話』(愛生社) 等が出版されて，健康を経済的に把握することや職業病・職業衛生について，少しずつではあるものの関心が高まってきたことがうかがえる。それは，ジェームス・ロジャース (James. E. Rogers)『魯氏経済論』(小笠原利彦訳，志賀雷凶閲，集英堂蔵版，1878年) が英米の労働者保護の実情に触れていることにも現れている。

このように，明治初期には保険のしくみあるいはそれに関する友愛組合や共済組合の相互保険，労働組合の共済機能，協同組合という相互扶助の制度や思想が，主に経済学の翻訳及び保険学の著作を中心として紹介されていった。またその一方で，導入された救貧についての思想は，全体的には自助に基づく貧困を個人責任とするものであった。その中で，1870年代という明治初期にあって，基本的には自助の立場に立ちながらも，政府策の必要に触れる文献がではじめていたことは見逃せない。同じように，労働衛生においてもその萌芽が見られたことは注目されてよい。健康と経済との関連を指摘して，僅かではあれ，工場法について触れる著作も出版され始めていたのである。

(2) 社会保険紹介記事の登場
——明治14年～明治18年——

1880年代に入ると，疾病保険・災害保険等のドイツの労働保険のことが，初めて新聞紙上で報告されるに至った。従来の通説では，1881(明治14) 年12月16日付の「力役者強迫保険ノ制度」(『明治日報』) が，短い記事ではあるが，ドイツ皇帝の詔勅を伝えて，社会保険の社会主義予防の効果を報告することで，初めてドイツの社会保険を紹介した文献と位置付けられてきた。しかしながら，さらに注意深く調査していくと，それに先行する紹介事例もみられる。従来の社会保険研究では全く触れられなかったものとして，この『明治日報』の記事に先行して，同年11月12日付で『東京日日新聞』に掲載された「外信ビスマルク公の話の続」が，それである。その記事は，ドイツ社会保険をどの程度正確に理解していたかは推測する以外ないが，明らかに社会保険そのものは伝えている。その点では，明治日報の記事より，僅かではあるが明らかに先行したもので，既存の定説は改められなければならない。

それらに続いて，社会保険に関する紹介がみられるが，たとえば1883年12月11日「職工禍災保険」(『明治日報』) は，1882年ドイツの疾病，労働者災害保険法案の国会提出の後，疾病保険法案のみ成立したこと，1884年3月5日「職工保険」(『明治日報』) は，再度不成立となっていたドイツ労働者災害保険法案が提出の運びとなったことを伝えている。ここでは，社会保険には「職工保険」の用語があてられている。

以上の1881年にみられた新聞による社会保険の紹介の後，政府刊行物のなかで，その基礎となるドイツの諸制度についての知識が導入されていった。農商務省は，1884年12月に『第1回興業意見』(前田正名編纂) を刊行した。同『意見』は，明治に入って17年という時期に早くも，「職工條例ヲ制定スルコト」を勧告して，その細目の中で，権利・義務の観点から，婦女子の労働条件のこと，同時に「救済貯金ノ制ヲ設ケル事」を掲げた。この「救済貯金ノ制」の範となるドイツ救済金庫については，逓信省駅逓局の翻訳で『独逸貯金論』(独逸学協会版，1884年) と『節倹論』(1885年，日報社) が出版された。前者は，ドイツ救済金庫を「貯金及救助組合」として説明，後者は共同一致の観点から労働者の自助の確立のために，ドイツ救済金庫を「救護会社」として，さらにはイギリスの協同組合，共済組合 (「フリエンドリー・ソサイチー救護義会」) における相互保険機能を詳しく展開した。このように，この領域についても従来あまり指摘することのなかった政府刊行物にも，共済組合や

保険のことが取りあげられるようになったのである。

1881（明治14）年には，政府によって欧州の法制度の研究が『英国律法要訣』（司法省蔵版）として編纂された。同書は救貧法，工場法を体系的に歴史的視点から広範な広がりで詳細に紹介したが，とりわけ工場法に関しては初めて体系的に論じた書であった。注意すべきことは，同書で「救貧法」の用語が初めて使用されたことである。

それに続いて，救貧法，工場法を歴史的に詳述していく文献が，政治学の分野を中心に出版された。1882年には，マッケンジー（Mackenzie）『欧米十九世紀政事沿革史』（川又茁訳，自由出版会社）が救貧法，工場法についての歴史的状況を論じると同時に，イギリス労働組合の公認をも伝えた。目次では，下巻に「第三章　ヌトボンビスマルク人民及ヒ政治」があるが，この第3章以降は刊行されていない。さらに，イギリス旧救貧法の弊害である怠惰の助長，救貧税の増大の解決策として，改正救貧法まで言及する著作も多く見られた。フォーセット（Fawcett）夫妻『政治談』（渋谷慥爾訳，自由出版社，1883年），フィリップ・スミス（Philip. Smith）『英国制度沿革史』（工藤精一訳，元老院蔵，1886年），（独）ヘルマン・ロエスレル（Hermann. Roesler）『社会行政法論』（江木衷訳，出版社不明，1885年）などがそれである。『政治談』は，「貧民救助法」の用語にて救貧税の弊害を明らかにすることによって，生命保険，貯蓄，共済・労働・協同組合における相互扶助に貧困の解決策を求めた。『社会行政法論』も共済保険に触れている。経済学文献でも，1884年のアダム・スミス（Adam. Smith）『富国論』（石川暎作・嵯峨正作訳，経済雑誌社）は，年金の先駆形態「トンチ子ス法」を，また同年の松本直己纂述『経済新論』（金港堂蔵）も養老保険を紹介するなど，相互扶助の共済保険に注目していることがうかがえる。

このほかにも，友愛組合，労働組合の共済機能について論じた著書の刊行が，経済学の分野を中心に目立ってくる。例えば，城谷謙『小学経済論』（求心館蔵，1882年）や日本における翻訳でなく自前の経済原論の誕生の意味をもつ森下岩楠『経済原論』（中近堂蔵版，1883年）などである。加えて，労働組合を明快に肯定する観点から，とりわけその共済機能を説明することで，貧困予防のための相互扶助の役割を評価すると同時に，疾病に対する貯蓄奨励や協同組合まで広く伝えたのが，スタンリー・ジュボンス（William. S. Juvons）『日奔氏経済初学』（渡辺修次郎訳，松井氏蔵版，1884年）である。

このような動きの後，1880年初期以降も，貧困予防のための相互扶助制度を奨励する立場が次々と紹介されていく。しかしながら，その根底にはなお貧困に対する古い認識が貫かれていた。このことは旧救貧法の弊害を論述する数々の著作にも現れている。先の松本直己『経済新論』や，社会学の分野で貧困を扱った田中惟寅『貧富循環図説』（1883年）等も，貧困は怠惰を第一原因と考えているように個人責任と自助の立場に立っていた。

またその一方で，貧困を資本制生産の内在的要因に求めるものも現れてきた。大石正己訳述『社会改造新論』（大石正己蔵版，1882年）は，貧困原因を怠惰と捉えずに文明と貧困の関連に注目して，それを社会改良の視点から論じた。

労働衛生については，衛生学の分野で，労働衛生概論を翻訳した「職業衛生概論」（衛生局雑誌抄出，161-163号，1881年）や労働生理学を論じた「身体労働論」（339号，1884年）の論稿が『東京医事新誌』に掲載されたほか，この時期に至ると産業の進歩と比例するように経済学の文献にも，労働衛生に関する指摘が少しずつ目立つようになってきた。前述した石川訳の『富国論』は「勤労の賃金を論す」の章の中で，職業病について触れている。そこでは，イタリアの医師ラミュズニの疾患に関する著書を紹介し，職業病と労働の制限との関係に説明を加えている。さらに，渡辺訳の前掲『日奔氏経済初学』は，職業衛生に対して労働組合側からも関心を払い

勧告するようになったことを，健康保全への労働者の権利として容認する観点から紹介している。いずれも重要な論点を展開しているといってよい。大石訳の『社会改造新論』も目次では「第三章　労力ノ難苦，十九節　健康ノ害，二一節　死傷，二二節　失職失業」を設けているが，この部分は未刊に終わっている。

3. 社会保険の本格的な導入過程
——明治19年～明治24年——

(1) ドイツ社会保険の全般的な紹介

1881（明治14）年における新聞による社会保険の一連の紹介記事に続いて，社会保険知識は大学等における講義（録）を通じても紹介されていった。その種のもので社会保険を最初に紹介したのは，既存の研究で明らかにされているように，1886（明治19）年2月12日の独逸学協会におけるラートゲン（Karl. Rathgen）の講述であった。社会保険に関する部分は『行政学講義・付：工商政策論』（独逸学協会版）の講義録として1888年3月になって出版された。この講義内容は「職工保険」の項を立てて，労働保険制度を一般的に解説したもので，強制保険よりも共済組合に近い形態の紹介であった。ここでは，ドイツ社会保険の具体的事例は取り上げていないものの，救済金庫には「貯蓄銀行ノ制度」の用語で触れている。その他の「職工保護」についても，積極的に勧める立場から，工場法，「独逸営業條例」，労働衛生にまで言及したことで，社会保険研究に大きな貢献をなした。

このように講義（録）では，ラートゲンの講述が社会保険を最初に紹介したものと理解できるが，出版されたのは，中川恒次郎述の『経済実学講義』（岩本米太郎・酒井清蔵）が先行した。1887年3月であった。同書は日本において初めてドイツ歴史学派の学説を導入した経済書の役割を有するが，その序論において，ドイツ労働災害保険法の発布が僅かの行数ではあるものの「職工災難保険條例」として紹介されている。これは従来全く無視されていたことなので，特に強調しておきたい。

それらに続いて，同年11月に刊行された（独）ローレンツ・スタイン（Lorenz. von. Stein）の『行政学・下巻・社会行政学』（渡辺廉吉訳，元老院蔵）が，ドイツ社会保険を日本に初めて内容的に詳しく，しかも積極的に肯定する観点から紹介している。これも従来全く無視されてきた文献の一つで，看過できない著作である。同書は「社会的保険ノ制」の項において，イギリスの友愛組合や労働組合の共済保険と比較しながら，ドイツの社会保険を説明した。社会保険には「社会的保険」「力役者保険法」「労工疾病ノ保険」の用語をあてているが，「社会的保険」「労工疾病ノ保険」の用語は初めて使用されたものであろう。なお，中巻の公衆衛生の項において，労働災害に対する使用者側の扶助義務あるいは労働者の保護に触れることで，協同組合組織を基礎とする「労工疾病ノ保険」制度の必要を訴える主張も初めて見られた。

以上述べてきたように，明治10年代末からは社会保険についての紹介が，急速にその量を増加させた。政府も農商務省中心に，『欧米巡回取調書』を1888（明治21）年2月に刊行したように情報収集を行っていたことがわかる。同書は「工人」の節の最後に，ドイツ社会保険3法について触れて，内容的な説明は少ないものの，それを社会政策問題の一つと考える認識がうかがえる。社会保険には「職工保険」，各保険には「疾病保険」「遭難保険」「養老保険」，社会政策には「社会政略」の語があてられている。同月18日の「独逸の強迫保険條例」（『東京経済雑誌』406号）も，ドイツ社会保険を一応完成させる役割を担うものとして養老保険の内容を，その要綱を通して紹介する論稿であった。社会保険には「強迫保険條例」，老齢年金には「老年恩給法」「年金制度」の語が使われている。

ドイツの政治やビスマルクの政策に関する文献は，1880年代以降，次々と出版ないし公表されてはいるが，社会保険に触れる文献はそれ

程多くはない。その中にあって，大海原尚義の『独逸制度見聞録』（日報社，1888年10月）は，「保険」の項を立てて，1883年のドイツ疾病保険の成立を中心に紹介すると同時に，その基礎となる疾病金庫の組織にも簡単な説明を加えている。さらに，この明治中期に至ると，現実に顕在化してきた産業・労働問題の日本の実際的な側面を踏まえたうえで，社会保険の必要を提唱する著作も現れてきた。1887年9月14日付の「健康保険」（『時事新報』，1688号）と題する記事は，工場・鉱山等で，福利厚生として既に行われている共済組合の疾病に対する扶助を「健康保険の法」によって，一般に普及すべきであることを主張，翌年7月15日～8月15日に連載された和田垣謙三の「保険論」（『国家学会雑誌』17号，18号）も，ドイツ貧困表を取り上げて，その主原因として疾病に注目した上で，その対策に「疾病保険」の必要を訴えた。ひき続いて，1889年7月出版の藤沢利喜太郎の『生命保険論』，同書は日本最初の生命保険に関する単行本としての位置を占めるが，この中でも社会問題解決，破壊主義予防の立場からドイツの事例をひきながら，公営の「貧民保険」成立の急務を述べている。前者の記事では，初めて「健康保険」の用語が，後者の文献では，社会保険に「貧民保険」や「職工保険」の用語が使用されたことも注意を引く点である。

この他にも，1889年1月25，26，28日付の「貧民の保険貯蓄」（『時事新報』，2180，81，83号。この文献については，従来の研究では2回連載という誤った理解がなされていた。）の論稿でも，ドイツにおける社会保険3法の成立について，特に疾病保険が最初に導入されたことが報じられるとともに，貧富格差の増大からくる社会主義化が指摘され，その予防策としての「貧民保険」の必要が提唱されるに至っている。ここでは，社会保険には「国家保険」「貧民保険」「職工保険」，疾病保険には「病気保険」があてられている。

このように1880年代の後半にいたって，ドイツにおいて社会保険が体系的に導入されたのに合わせて，日本でもドイツ社会保険が本格的に紹介されだしたのである。

（2） 社会保険紹介における社会政策的視点の芽生え

従来取り上げられなかった文献の中で一歩進んだ見解を見せたのは，1890（明治23）年5月に著された稲波鈞三郎の「労働政略」（所収早川千吉郎編，『稲波法学士遺稿』，橋本夏男蔵，1896年）であろう。同論稿は，急激な産業化と資本主義化の進展に伴って表面化し，問題化する貧困の増大・労働条件の悪化を明らかにする中で，日本においてはそれらの問題が深刻化する前に，それに対する政策が必要であること，しかも，それが「国家ノ責任」であることを明快に指摘した。稲波はさらに続けて，社会保険関係に「第四章　工場條例ヲ制定スルヿ」「第六章　禍災保険ノ制ヲ設クルヿ」と独立した章を立てて，労働者保護，工場法・社会保険制定の施策を主張した。とりわけ，社会保険に関しては，ドイツの強制保険とイギリスの労働組合・共済組合の相互扶助制度とを比較しつつ詳しく検討して，疾病・養老・失業保険には共済保険を基礎とした保険を，労災保険には国営の強制保険をと，その種類に応じた保険形態にまで及んで，日本における社会保険の成立を提唱した。しかも，その必要を「国家ノ責任」「国家ノ義務」という権利・義務の視点と生産政策的視点から説明したもので，これら一連の施策と国家の位置づけを考えると，不十分ながら社会政策的な認識を見出すことができるのである。また，労働組合の公認も要求するなど，労働組合との関連をも考察しており，社会保険研究に社会政策的考察を展開した点で大きな貢献をなしたといってよい。用語も，社会保険には「労働者保険」を初めて使用して，その後定着する「労働保険」の用語へ通じる前段階の役割をも在していた。

同じ頃，稲波は「保険論」（所収前掲書，1890～93年執筆と推定される）を発表して「保険政策」を論じる中でも，「強制的被保人共同組合」と

いう共済組合組織による強制保険の必要を述べた。そこでは，かってよりも一層具体的に「国費補助」による「廉価ノ労働者保険」の拡張を論じており，進歩的指摘として評価すべきである。またその一方で，保険学の立場から若山儀一が，官営生命保険事業，年金制度の必要を主張した（「生命年金ト国債償還法並ニ生命保険国営ニ関スル論議」（原文無題），1890年頃，所収『近代生命保険生成史料』　明治生命保険相互会社，1981年）。やはり評価に値するであろう。

以上のように，明治20年代に至ると，外国の書物の翻訳書や外国制度の紹介書の域を脱して，日本の実情に対応した社会保険の必要を提唱する著作や論文，記事が逐次発表されていった。用語については，この時期には「職工保険」が一般的には使用されていた。

しかしながら，経済あるいは経済学の分野においては，まだ社会保険を紹介する文献は先の講義録の他は出版されていなかった。それでも，労働災害，労働衛生に対する資本家の扶助義務，政府施策の必要を提唱するようになってきた。1888年の多賀善太郎『労力賃貸要論』（浩益社）や，1891年のラーネッド（Dwight W. Learned）『経済学之原理』（浮田和民訳，経済雑誌社）などが，それである。とりわけ，後者の著作では，職場衛生の保全，労働災害や疾病への扶助については政府が法制定によって成すべきであることが主張されるとともに，その一方策としてドイツの救済金庫の事例も言及されている。

相互扶助，共済機能については，前期に引き続いて，その役割を重要視して奨励する方向が拡大していった。労働組合についても，その点では肯定の評価を明快に述べる著作が増大した。例えば，渡辺訳の『社会行政学』（前掲，1887年）やスタンレー・ジュボンス（William. Stanly. Juvons）『経済学』（杉山重威訳，文盛堂，1889年）がある。貧困に関しても，明治中期以後社会問題化したことに対応するように，資本主義内部にその原因を置く文献の数が増加した。最初の自説の経済原論である森下の著作の水準を越える天野為之の『経済原論』（冨山房書店，1886年）や大井憲太郎の『時事要論』（板倉中蔵，1886年）は，貧富格差に注目して，貧困の怠惰説に反対する立場を明確にしている。

社会学の分野でも，都市貧民層の存在，労働衛生，劣悪な労働条件，労働問題，衛生・鉱毒問題，生活問題等が急速に表面化して，社会的な関心事となって論議されるようになった。1888（明治21）年に鈴木梅四郎の「大阪名護町貧民窟視察記」（『時事新報』）の論説が，貧民窟の実地調査を報じたのを代表として，この前後に都市下層社会についての新聞報道が続いた。1886年「東京府下貧民の真況」（『朝野新聞』）や1890年桜田文吾「貧天地餓寒窟探検記」（『日本』）の記事がそれである。

労働問題に関しても，1888年松岡好一「高島炭鉱の惨況」（『日本人』）や犬養毅「高島炭坑の実況」（『朝野新聞』）等の論稿が，産業化の進展に伴うそれらの問題の深刻化を明らかにしていったように，この明治20年代前半期には，貧困，労働，生活等の問題が社会問題として取り上げられるようになってきた。

労働衛生に触れる著作の刊行も全般的に一層盛んになった。とりわけ，内務省衛生局に籍を置く後藤新平は職業衛生についての論文，著述を相次いで公けにした。1888年には「職業衛生法」（『大日本私立衛生会雑誌』，63. 64. 65. 66. 68号に掲載）を発表，翌年には『国家衛生原理』，翌々年には『衛生制度論』を出版した。それらの中で，日本においても「職業衛生法」の実際の必要を「富国強兵」あるいは「殖産興業」の経済的視点から訴えていることは，なお防貧の枠内に留まっているとは言え，進歩的側面の現れとみてよいであろう。また，経済学文献，杉山訳の『経済学』（前掲，1889年）においても，労働組合が労働衛生・労働環境の整備を要求することが労働者の「権利」として肯定されるなど，その問題が経済的・生産的視点，あるいは労働者の権利性から論じられる方向に発展してきたことを示している。

4. 社会保険の実際の導入に向けての展開過程

(1) 社会保険の体系的紹介
——明治25～明治29年——

明治20年代前半における社会保険に関する先駆的な内容紹介を受けて，その後1892（明治25）年に至る時期にはそれを一層詳しく，しかも体系的に紹介する例がみられるようになった。その役割を担ったのは，5月に刊行された（英）ウイリアム・ドーソン（William H. Dawson）の『国家社会制』（光吉元次郎訳，出版社不明）である。これも従来全く看過されてきた文献である。同書は社会保険に関しては，「第三章　比斯馬克候の社会主義」「第八章　工業立法」，さらに独立した章を立てて「第九章　労役社会の保険」で扱っている。そこでは，まずドイツにおける1850年代以後の疾病金庫の一定の発展ののち，疾病保険を始めとする社会保険の導入が必要となる全体的把握を説明した。次いで，第9章の中で，ドイツ社会保険の成立について，1881年皇帝の詔勅から始めて，「㈠　保険法の起源」「第二　疾病保険法」「第三　災害保険法」「第四　養老保険法」の各節を設けて，歴史から現状にいたるまで全体にわたって詳しく言及していることで，同書は，日本において最初の体系的な社会保険の紹介書と位置付けることができる。これまで社会保険領域では全く無視されていた文献だけに，正当に評価する必要があるであろう。社会保険には「工業保険」「労役者保険」の語を使用しながら，労働者の健康保全や貧困救済に対するその効果を積極的に評価するとともに，その必要が急務であることを国家義務の視点から接近・認識する方法で叙述した。

翌1893年には，現実の問題として表面化した日本の社会問題を指摘した上で，その解決策として社会保険導入の必要を説く著作が，一斉に出版される状況となった。例えば，薬師寺政次郎・望月彰合著の『社会的経論策』（包明閣，1893年7月）や，添田寿一講述の『応用経済学』（東京専門学校政治科講義）が相次いで刊行となっているが，これらも既存の研究ではほとんど触れられることはなかった。前者はまず，「第一　社会問題の萌芽」において，日本でもその問題が顕在化してきたことに触れた後，欧米においては既に労働運動や社会問題の表面化に対抗するものとして，労働者保護が出現するようになったことを明らかにする。これを受けて，社会保険自身に関しては「第六　社会主義と労働問題」で中心的に扱う中で，日本の貧困窮乏の深刻化から「国家的保険法」「労働者保険法」の導入がどうしても必要になってくることについて，その政策例としてドイツの社会保険を取り上げて，その3法成立から効果までを，前掲の『社会制』とほぼ同様の用語を使って説明している。しかもそれを国家及び雇主の責任を明快にしつつ論述していることも注目に値する。同書は国家責任に言及，さらに労働組合の必要性あるいは「労働者保護の方法」としての協同組合の重要性を明示するなど，進歩的な認識がうかがえる。後者の『応用経済学』も，前者と同様の主張を見せながら，「保険」の節で「強制保険」の紹介をしている。そこでは，労働者の疾病・負傷に焦点を当てつつ，イギリスの共済組合の効果と比べて，ドイツ社会保険の発展，効果さらには先進国におけるその拡大について検討している。加えて，将来の日本でも同じ状況が展開されることも予測していた。

この他にも，衛生の分野から，ドイツ留学を終えた後藤新平が「疾病保険法」について演説を行なった。これは大日本私立衛生会常会で「労工疾病保険法」と題したもので（題名は「労工疾病保険の必要」とも伝えられる），日付は1892（明治25）年12月24日とも，または翌年の1月28日にも行なったとも伝えられている。1893年3月に刊行された『疾病保険法』（柳下釧之助発行）では，1月28日の演説筆記と記されている。後藤は，日本の貧困問題が深刻な様相を呈してき

たために「労工保護法」の問題が現れてきた状況に触れ，その中でドイツの疾病金庫から疾病保険への発展を論じると同時に，労働者の健康保全を主たる対象に据えて，それを労働力の維持・培養という生産政策的視点から不十分ながらも触れている。この視点は，のちに一般化する社会政策論を想起させるもので，明らかに新しい認識の芽生えであった。しかしながら，日本における疾病保険制度の導入の緊急性を主張する立場は，「貧民救療疾病保険の法」の用例からも判るように，依然として救済の視点が強く，疾病保険を救貧対策と捉えていた。なお，その付録『独逸国疾病保険ニ関スル法律』の中で，ドイツ疾病保険法（「労工疾病保険法」として）の全条を記載しているが，これは日本において同法の全体像を最初に紹介するものであった。用語としては，社会保険に「労働保険」が初めてあてられ，疾病保険には，「労工疾病保険法」があてられている。この「労働保険」の用語は明治30年代以降定着していく。

後藤は，その後相次いで疾病保険の必要を建白書の形で主張した。1895年8月15日に時の総理大臣伊藤博文に提出した「建設的社会制度」や同年12月7日に提出した「明治恤救基金案」の建白書が，それであった。後者は，ドイツ疾病保険を事例として取り上げつつ，その必要性を前者より一層詳しく論述した。ここでも，後藤の主張は，国家責任の視点はみせるものの，労働者の権利性の認識は薄く，貧民救済・防貧に立脚するものであった。

同様に貧民救済の観点から，社会保険の必要に触れたものとして，翌年の4月に出版されたラートゲン講述の『政治学』（李家隆介・山崎哲蔵訳述，明法堂）があるが，同書は，貧民救助全般にわたって論じている。その中で，「第三節 貧民救済策」において，職工の救貧策の一つとして工場法に触れ，さらには「保険会社」の項において，ドイツ社会保険を「疾病保険」「奇禍保険」「老年及不具保険」として説明，社会改良の視点からその必要を説明している。しかし，未だ救貧の視点が強く押しだされる論述となっている。

これに対して，社会政策的視点から社会保険を論じたのがドイツ派の社会政策の普及に尽力した金井延であった。金井は1890年頃から社会政策の講義を行っているが，1895年に出版された『専修学校講義録社会政策汎論』では，ドイツ社会保険の成立・内容について，労働者の「権利」を視界に入れて述べるとともに，「社会政策の沿革」と題する章の中で，「社会政策的立法行政」として社会政策的視点から積極的な評価を加えている。ここでは，新しく「社会政策」の語が使用された他，社会保険には「労働者保険」があてられている。

以上のように，1892（明治25）年以後は，日本に社会保険の内容を初めて体系的に紹介するもの，さらには，日本の貧困問題の深刻化を指摘した上で，社会保険の必要を主張するものが輩出した。その段階は，社会保険知識の受容や研究が，量的にも質的にも飛躍的に増大した時期と位置付けることができるであろう。

これらの紹介は，政治学または衛生の分野を中心とする一方，分野を問わず大学等の講義を通じてなされていった。この反面，経済学文献に関しては，明治20年代前半と同様に，政治学と比較すると，講義（録）以外では社会保険論の導入にそれ程進んだ文献は見られなかった。それでも，幾らか紹介しているものとしては，永田健助の『訂正増補 商業経済』（思誠館，1895年），あるいは（独）ウィヘルム・ロッシャー（Wilhelm. Roscher）の『商工経済論』（品川弥次郎訳，国光社，1896年）が挙げられる。前者の著書では，職工の健康保全策の具体例としてドイツの救済金庫が，下層社会を対象とする相互扶助制度として賛同する立場から紹介された。さらに，後者の翻訳書では，社会保険関係が「社会的工業規則」の中で扱われているが，そこでは，まず労働者の健康保持に対する施策は「国家ノ義務」，使用者の義務であるとして論じられるとともに，イギリスの工場法について歴史

的流れを詳述，それに加えて，「健康保護，災害賠償」の節で，ドイツ社会保険，とりわけ疾病保険法，労働者災害保険法を中心に，それらの成立・意義・組織が説明された。

この時期は，1896（明治29）年に社会政策学会が設立されるなど，明治10年代以降日本に移入され始めたドイツ保護主義，歴史学派が開花する時期であるが，逆に国家介入あるいは強制保険の弊害を前面に出して論述する立場の著作も公けにされた。それは，（仏）ルロワ・ボーリュー（P. Leroy. Baeulieu）の『日新叢書今世国務論』（八尾書店，1894年）であるが，同書には社会保険に関しては「第五章　保険の性質起源及発達」あるいは「第六章　国家及強制保険」の章がある。そこでのドイツ社会保険3法に対する見方は，労働者の健康保全や労働条件の制限に対する国家の干渉に批判的なものであった。

次に，この期の相互共済制度や労働衛生に関する文献を見てみる。既に述べたように，薬師寺・望月の『社会的経論策』（前掲，1893年）では，労働組合の気運が日本でも発生してきたこと，あるいは協同組合が労働者保護法の方法として最善の策であること等について触れられた。この他にも，永田健助の『訂正増補商業経済』（前掲，1895年）では，改訂前とほとんど同様の考えが展開されているが，特に労働者の健康保持の意味から，「職工の権利」として労働組合の団結権が明快に容認される立場から触れられた。とりわけ，その中で労働組合における疾病・死亡等に対する扶助という共済活動に大きな評価が与えられていた。

その他労働衛生に関する著作として，労働者の健康を生産的視点からみた浜田健次郎述の『哲学館講義社会政策』（哲学館，1894年）や，品川訳の『商工経済論』（前掲，1896年）がある。この品川の翻訳書は，社会保険を説明するとともに，業務上か否かを問わず，労働者の健康維持を「国家ノ義務」として，特に労働災害に対しては「使用者ノ義務」という観点からも論じるようになっている。このように，以上述べてきた社会保険あるいは労働・友愛・共済組合について触れる著作においても，この時期に至ると労働者の貧困の社会問題化，健康保全が指摘されて，その解決策としての保険や相互共済制度が益々重要視されるようになったことが考察される。しかも，明治20年代前半にも増して，その対策を国家責任，資本家の義務，労働者の権利の視点から触れる方向が拡大してきたのである。

（2） 社会保険成立に向けての実践的な出発
——明治30年代以降——

1897年，つまり明治30年代以降になると，日本における社会保険論は，その知識の移入・受容の段階を越えて，社会保険そのものの成立へ向けて実践的に動き出す時期となった。

その最初の具体的な法案となったのが，1897年に後藤の立案，窪田静太郎の作成による「労働者疾病保険法案」であった。この27ヶ条から成る法案は同年5月25日に提出した後藤の建白書「帝国施療病院設立外五件」，さらに翌年1月12日提出の「救済衛生制度ニ関スル意見」に添えられている。[(4)] その内容は社会政策的認識をうかがわせるものの，権利性があいまいで救貧対策の枠内に留まるものであった。また，同じ頃，内務省の「労働者疾病保険法草案」が，次いで，1905年には農商務省の「労働者保険法草案」が作成された。前者は業務外の傷病のみを扱う疾病保険，後者は業務上災害のみを扱う労災保険で，政府の2本立構想はその後中止となったが，このように法制化に向かう第1段階で，早くも具体的な動きが登場したことは注意に値しよう。

そのような現実を受けて，社会保険に関する著作も，従来までの全般的・理念的な紹介から，法案作成に役立つ制度についての実際的な紹介あるいは社会保険そのものを扱う単行書へと発

注（4） この法案は内務省案と異なって，業務上の傷病も扱っている。後になって中央衛生会に諮問されたが，1898年1月27日，審議の結果否決された。

展していった。法案を発表した後藤は，同年（1897年）『独逸瑞西其他欧州諸国労働者保険制度』（後藤新平識，松本郁朗訳）なる資料を配布した（出版の有無は不明である）。同書は，「独逸労働者疾病保険法」について具体的に各条項に説明を加えて紹介したものだが，「疾病保険＝疾病金庫」とする考えで救療の視点が強い。用語としては，「労働保険法」，「労働者保険法」を使っている。

次いで，その法案を実際に作成した窪田によって，『労働者強制保険』（窪田静太郎，1899年）が刊行された。これは，ドイツ社会保険について歴史からその内容まで，先の後藤の著作と比べると全般にわたっている点，しかも前者は出版が確認できない点から，最初の社会保険に関する単行書と言ってよいであろう。しかし，その内容は，同時に公けにした『貧民救済制度意見』（窪田静太郎）においても展開しているのであるが，いずれも後藤の考えを踏襲して社会保険が救貧の最良策という立場に立つものであった。また，同年には桑田熊蔵の『欧州労働問題の大勢』（有斐閣）が出版され，「社会政策」的視点から，社会問題解決策として「工場法」「労働保険法」の必要が主張された。用語選択については，同書及び1897年の河上清『労働保護論』（東華堂）においても「労働保険」の用語が使われているように，その用例は明治30年代に入って，徐々に一般的にみられるものになっていく。

1900年代初頭，つまり明治30年代中葉になると，経済分野でも社会保険を紹介する文献が現れるようになった。例えば，（伊）ルイギー・コッサ（Luigi. Cossa）『経済叢書 社会経済原論』（永井直好訳，博文館，1902年）がその代表である。同書は「保険」及び「救助資金組合，疾病保険，災害保険，廃疾保険，養老保険」の独立した章を設けて，概説的に社会保険を説明している。ここに至ると，経済原論の著作にも，その体系の中に社会保険が組み込まれるようになったのである。

それに加えて，同年の（独）シエーンベルヒ（Gustav. Schonberg）選『工業的労働者問題』（草鹿丁卯次郎・依田昌言訳，経済雑誌社）では，労働災害に対する補償が国家責任，「労働者の権利」として明確に述べられ，社会政策としての施策の必要が提唱される。しかも，そこでは疾病から労災，養老，失業の保険まで具体的に社会保険の内容が論及されている。その際，「労働者保険」「労働者疾病保険」の語が使用されている。

日露戦争後の明治30年代末からは，上村耕作『労働保険論』（森江本店，1906年），戸塚巻蔵編『独逸社会的保険綱要』（国家医学会発行，1908年），桑田熊蔵『工場法と労働保険』（『最近経済問題第二巻』，隆文館，1911年），森弘元『労働保険論』（有斐閣書房，1911年），社会政策学会編纂『労働保険』（同文館蔵版，1912年）等，社会保険に関する単行書が盛んに世に送り出された。それらの多くは，社会保険の必要性を力説したものであるが，防貧的な見方が残り，社会政策的視点にはまだ不十分さがうかがえた。

そのような流れの中で，1911年12月24～25日には，社会政策学会第五回大会において，「労働保険」が討議され，さらには政府も農商務省商工局によって『独逸国労働者保険ニ関スル調査報告書』（松本丞治報告，1908年），逓信省郵便貯金局によって『社会保険』（（米）Henry Rogers Seagers，1912年）を刊行するなど，資本主義の本格的進展とともに，疾病保険を中心とする労働保険の必要が実際に確認されて，その関心が具体的に展開されてきたことが考察できる。用語に関しては，1900年代，つまり明治30年代末に至ると，「労働者保険」も見受けられるが，主流は「労働保険」になっていく。また，「社会保険」の用語につながる「社会的保険」も使われ始めると同時に，政府刊行物によって，「Social Insurance」の訳語として「社会保険」の用語が初めて使用されるようになった。

5. 結びにかえて——社会保険理念の導入から健康保険法の成立へ——

以上のように，まず社会保険の理念が移入・受容された後，明治30年代には法案作成の第1段階の動きが現れた。ついで最初の社会保険である健康保険法の成立に至る第2段階，つまり本格的実践の段階が，第1次世界大戦以降の傷病の増大，労働者生活の悪化，労働運動の高揚という背景状況に対応して始まった。政府は1917（大正6）年頃から，労働者の健康状態，外国保険に関する調査に着手して，一層具体的に動き出した。翌年の第40議会では，「労働保険法制定に関する建議案」が提出され（衆議院議員上村耕作から提出された），ついで1919年の第41議会においてもその必要が討議された。このように，大正期の進行とともに，労働保険は実践に向けて活発に検討されるに至った。それを支えるように，同じ頃から新聞紙上においても，労働保険の必要が報じられていった。

結局，1920年8月には，農商務省に労働課が新設され，ここで約1年をかけて立案に向けて詳細に調査が行われた。これが終了するや否や，1921年8月には，農商務省は「健康保険法案要綱」を脱稿し，労働保険調査会への諮問，そこからの答申を受けて，1922年3月，第45議会に提出の運びとなった。日本において最初の社会保険となるこの法案は，2週間の審議という異例の速さで成立した。このことは，労働運動の急激な発展と戦闘化，労働者の保健・生活状態の悪化，当時の救療事業の不十分さによって，解決策が緊急に必要とされたことの現れであった。また，それが労働災害と一般的疾病を同時に包含する現在では通例みられない折衷的な形で成立させる一因ともなった。

ここで最初の社会保険の成立に至るまでの，社会保険をめぐる用語選択の推移を改めて振り返ってみよう。

社会保険制度の実際の導入が課題になり始める明治30年代後半には，既にみたように「職工保険」に代って，「労働保険」の用語が早くも定着した。この用法は大正期に入ってもひきつづき，一般的に使用されていた。もっとも明治末になると，明治20年代中頃に最初に使用された「社会的保険」の用例が発展した形として，「社会保険」の用語も初めて見られるようになり，大正中期にはある程度の普及をみた。(5) そのため健康保険法案を審議した帝国議会や労働保険調査会の討論においては，「労働保険」と「社会保険」2種類の用語が同時に使用されていた。そのような推移を総合的にみると，「社会保険」の用語が普及し，定着するのは，1922年4月，健康保険法発布以後の時期といってよい。それは，同年11月に健康保険事務が社会局第2部保険課へ移管された折りに，「労働保険ニ関スル事項」から「社会保険ニ関スル事項」に改められたことにもよく示されている。

また，「健康保険」の用語は，1887年9月の『時事新報』に掲載された記事の後，大正中期に至ると，政府刊行物やその他の論稿において見られるようになった。1918（大正7）年8月の農商務省商工局『英国国民健康保険法』（労働保険調査資料第3号），逓信省為替貯金局による同年9月の『健康保険制度論』（(米) I. M. Rubinow），続く11月の『強制健康保険ノ真相ト謬見』（(米) Frederick L. Hoffmann），翌年2月の『英国国民保険法論』（(英) A. S. Comyns Carr, W. H. Stuart Garnett, J. H. Taylor），1921年の農商務省編『英国国民健康保険法』等の政府刊行物，あるいは1917年の清水文之輔「英国民健康保険と戦争」（『生命保険協会々報』6巻3号）と粟津清亮「強

注（5） 大正中期には，逓信省為替貯金局『社会保険論』（1919年）や『社会保険辞彙』（1919年），内務省衛生局編『佛国外国に於ける社会保険論』（1920年）等の政府刊行物や堀川美哉『社会保険論』（巌松堂，1916年）の著作，あるいは「社会保険」（『日本経済雑誌』18巻11号，1915年），小川郷太郎「社会保険制度に就て」（『工業評論』4巻6号，1918年）等の論文で「社会保険」の用語が使用されている。

制健康保険に対するホフマン氏の反対説」(『保険雑誌』246号), 続く竹下清松「英国健康保険法改正の企画」,「英国々民健康保険法の改正」(『生命保険協会々報』8巻2号, 1918年, 9巻1号, 1919年)の論稿等である。ドイツ語の「Krankenversicherung」に代わって, 英語の「Health Insurance」の訳語として「健康保険」の用語が使用されるようになったのである。

しかしながら, 社会保険論の紹介当初から健康保険法案作成に至るまでは, ほとんどの場合「疾病保険」が使用されてきた。たとえば法案の立案を報道した1921年11月の新聞記事でさえも, その名称を「産業疾病保険法」(『大阪朝日新聞』1921年11月21日)と伝えていた。その法案は, 制度・組織については主にドイツを参考にしたものであったため, それに関する著作や報道に使用された用語も一般的にはドイツにおける用法にならったのであった。それに対して「健康保険法」の名称は, 英語の訳語としてイギリス及びアメリカからの流れをくんで導入されたものであった。この転換は改めて論述する機会をもちたいが, 留意されてよい点であろう。

つぎに, 社会保険の用語の導入過程に加えて, 社会保険制度の紹介過程を改めて振り返ってみよう。社会保険そのものの最初の紹介記事が登場する1881(明治14)年以前, つまり明治初期において早くも, それに関連する保険一般の制度, 友愛組合や共済組合の相互保険あるいは, 労働組合内部の共済活動等の知識が, 経済学を中心に, その他保険学等の文献を通して紹介された。また, イギリス救貧法を事例として救貧(制度)についての思想も導入された。しかし, まだ一般的には貧困を個人責任に帰する考えが主流を占めていた。この時期には, 労働衛生思想を認識する視点の萌芽も見られた。しかし, 依然として社会的には広く受け入れられる状況ではなかった。

1881年の新聞による紹介後は, 政府刊行書によって社会保険の基礎となるドイツ疾病金庫等が紹介されていった。それと共に, 貧困予防との関連で相互扶助制度が広く言及される一方, 貧困認識についてもその原因を資本主義制度そのものに求める視点の芽生えも見られた。

1880年代末, つまり明治10年代末から明治20年前後になると, 社会保険が内容まで紹介される段階に至る。その紹介は講義録, 次いで政治学文献や政府刊行書によって拡がりをもつものになった。ことに, 日本における現実の問題に対応して, その導入の必要性を主張する著作・論稿が発表されだし, その中には社会政策的視点に立つものも早くも見られた。それに加えて, 労働衛生思想も徐々に発展して, それに関わる政府レベルの施策の必要が国家責任・資本家の義務から論じられるようにもなった。

1890年代, つまり明治20年代半ばに, 社会保険が初めて体系的に紹介される時期になると, 理論面, 実践面両方から説明あるいは主張をする文献が飛躍的に増大するようになる。その主張は, 質的にも国家の責務, 労働者の権利を前提とした理解・主張を広める一方で, 労働衛生に関しても社会保険の視点から認識する方向を拡大した。このような状況の到来には, 日清戦争にかけての資本主義の本格的発展, 社会問題の深刻化が背景に横たわっていた。

このような初期社会保険の紹介は, 政治学あるいは衛生学の分野, また分野に関わりなく講義型式(およびその著作)を中心にして展開されていった。経済学文献は明治初期の保険一般の紹介の後は, 社会保険の知識移入においてそれほど大きな役割を果たすものではなかった。

以上のような経過の後, 1897(明治30)年, 社会保険の実際の導入に向けて本格的な出発を告げる時を迎えて, 以後疾病・労災等の社会保険法案が作成されるのに加えて, 社会保険の単行書, その成立に実際に役立つ制度に関する紹介や調査報告書が, 相次いで出版されることになるのである。この第1段階の進行をひきついで, 大正期に至って, 日本最初の社会保険である健康保険法が成立することになるが, その時期の

詳細な検討は別の機会にゆずることにしたい。

以上のように，日本における社会保険に関する理念・知識の移入は，その成立に向かう具体的な動き，あるいは政府による検討，調査が始まる以前の，明治初期という極めて早い時期から，しかも相当広範に進められていたことが確認できる。たしかに従来の研究でも，明治前半の文献にみられる社会保険論の導入・展開の足跡は大筋は理解されていた。しかし本稿に示したような広範な展開の跡はたどられてはいなかった。社会保険ないしはその関連概念がこれほど古くから，しかも広範な広がりをもって文献に刻まれてきたのであるとすると，日本における社会保険（制度）そのものの受容と展開に関する認識も従来と違った新しいものが必要のように思える。たとえば1922年以来の社会保険の導入１つ１つに対する理解や評価も，明治以来の長い社会保険の認識と受容過程と切り離してはなしえないといった点もその一つである。本稿がそのような新たな理解や評価の必要に対する問題提起になれば幸いに思う。

（慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程）